

6 佐消予第 1 0 4 6 号
平成 6 年 4 月 2 7 日

各 署 長 様

消 防 局 長

危険物の規制に関する規制の一部を改正する省令の施行に伴う
給油取扱所の運用について（依命通達）

今般、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 6 年自治省令第 5 号）が改正され、給油取扱所の避難上又は防火上支障がないと認められる建築物の部分及び上家等の面積取扱い方法に係る規定の整備が行われたが、この改正にあたり具体的基準を示す必要が生じたこと、さらに、低公害車である電気自動車の普及のため、給油取扱所においても当該自動車への充電設備の設置がみこまれるところから、給油取扱所に係る上家等及び充電設備に関する運用基準を下記のとおり定めたので十分留意されたい。

命により通達する。

記

1 避難上又は防火上支障がないと認められる建築物の部分の取扱い （規則第 2 5 条の 4、2 項関係）

避難上又は防火上支障がないと認められる 3 0 0 平方メートルを超えてはならない建築物の部分は、①給油取扱所の業務を行うための事業所、②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検、整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場、③自動車の点検、整備を行う作業場の用途に供する部分とされているが、今回の改正により上記①～③までの用途に供される床又は壁で区画された部分のうち、給油所の係員のみが出入りする床又は壁により区画された部分を除いた建築物の部分とされたことに伴い「床又は壁により区画された部分」を次のとおり取扱うこととする。

- (1) 「床又は壁により区画された部分」には、閉口部（出入口ドア、窓建具で閉鎖される開口部を除く。）のある壁等の区画は該当しないこと。したがって、カウンタ、衝立、什器等で区切られた部分は、従業員のみの使用実態であっても、壁等により区画された部分には核当しないものである。
- (2) 「床又は壁により区画された部分」に該当する給油取扱所の部分は、更衣室、休憩室、倉庫、湯沸室、会議室、整備のためのオイル室などが該当すること。

2 上家等の面積算定方法の取扱い（規則第25条の6関係）

屋内給油取扱所と屋外給油取扱所の区分に関する上家等の面積算定方法については、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち、床又は壁で区画された部分の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積を減じた面積の3分の1を超えるかどうかで行うこととされたのに伴い、今後は次により取り扱われたい。

- (1) 「床又は壁により区画された部分」は、床、壁及び出入口窓等の防火戸で区画された部分を指し、一般的にはキャノピー、軒、ひさし等の開放された部分は、当該区画された部分には核当しないこと。
- (2) 「床又は壁により区画された部分の一階の床面積」とは、外壁の外縁をもって算定した一階の面積をいうこと。
- (3) 給油取扱所の敷地面積は、防火塀の外縁をもって算定すること。
- (4) 従来は、例えば油庫、コンプレッサー室等の建築物の用途部分については、上家等の面積算定上その他の部分と異なる取扱いを行っていたが、今後は建築物の用途による異なる取扱いはせず、あくまで区画の有無によるので留意すること。

3 充電設備取扱い

この運用基準に定める充電設備は、電気自動車の蓄電池に充電する充電準備に適用するものとし、本運用基準に準じて指導すること。
充電設備の取扱いは次によるものとする。

- (1) 充電設備とは、充電機器（充電ケーブルにより電気自動車に直接充電するための機器）、蓄電池及び充電器（電力蓄電用の蓄電池に充電するためのもの）からなるものをいうものであること。
- (2) 充電設備は、規則第25条の6、1項及び2項2号の自動車等の点検、整備を行う設備に該当するものであること。
- (3) 充電設備が設けられた建築物の用途は、規則第25条の4、1項3号の自動車等の点検、整備を行う作業場の用途に該当するものであること。
- (4) 充電設備の位置、構造及び設備の基準は次によること。

ア 充電機器は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）第2、3の例によるものとする。

イ 蓄電池及び充電器は、キューピクル式とし「蓄電池設備の基準」の例によるものとする。

ウ 充電設備の見やすい箇所に充電設備である旨の表示をすること。なお、充電設備の機器等が分離して設置する場合にあっては、それぞれの機器等に表示すること。この場合の表示は、随意のもので足り、所定のものには要求しないものとする。充電設備を建築物の床又は壁により区画された部分(三方以上の区画がされているもの)に限る。以下同じ)に設ける場合は、次によること。

(ア) 充電機器の周囲には、電気自動車に直接充電するための専用の場所を保有すること。

(イ) (ア) の専用の場所は、電気自動車がかみ出ない広さを有するものとし、かつ、その範囲をペイント等で明示すること。

(ウ) 充電設備を設けた建築物の床又は壁で区画された部分には、充電中に放出される可燃性ガスを屋外に排出する設備を設けること。

(エ) (ウ) の可燃性ガスを屋外に排出する設備は、佐世保市火災予防条例(昭和37年、条例23号)13条2項の例により設けること。

(オ) 充電設備を設ける建築物の床又は壁により区画された部分の電気設備は、電気工作物に係る法令の例によること。

オ 充電設備を屋外の部分又は建築物の床又は壁により区画されていない部分(二方以上開放された部分を含む。)に設ける場合は、次によること。

(ア) 充電設備を設ける場所は、規則第25条の5、2項2号イに適合すること。

(イ) 充電機器の周囲に、電気自動車に直接充電するために必要な空地进行給油空地及び注油空地以外の場所に保有すること。

(ウ) (イ) の空地は、前記エ、(イ)によること。

(5) 充電設備の取扱いは、給油取扱所の係員の管理下で行うこと。

(6) 電気自動車の一部又は前部が(4)、エ(ア)の専用の場所又はオ、(イ)の空地からはみ出たまままで充電しないこと。

以 上
(予防課)